

現地研修「津久見史跡巡り」(三)

吉田 勝重

(会員)

(三) 放光山解脱閣寺

解脱閣寺には、「解脱閣寺由来記」「解脱寺領差出状」「解脱寺領免除の書状・正保四年」(前号紹介)の他に多くの資料や遺物が残されている。

増村隆也著の「津久見の歴史」には、次のように紹介されている。

- ・豊後国臼杵莊地頭代西印等寄進状(建長二年)
- ・朝日寺領差出状(太閤検地・文禄二年)
- ・解脱寺歴代和尚の年代記・放光山解脱閣寺記
- ・転び切支丹文書(警固屋村甚右衛門の父他)
- ・細字書 観音経一卷
- ・極細字書 法華経文一卷(南溪禪師が持ち帰る)
- ・五輪塔(享保八年)
- ・茶壺(江戸中期の物)

- ・払子(ヒヒの毛)
- ・積善塔(文政六年)
- ・石造観音(天保十二年)
- ・雷井戸と南溪禪師の杖(六mの木になっている)
- ・不鳴池と南溪禪師の経文
- ・径山の火事と南溪禪師への札(金製の妙針他)
- ・南溪の泣き石(赤崎の海中にある・相場師の石)
- ・大乗妙典一字一石塔
- ・鐘楼(天保十一年)
- ・醍醐塔(嘉永七年)

《南溪禪師の杖》



六mの木になった南溪禪師の杖

この杖は解脱閣寺由来記に「拄杖樹」として記載され、

南溪和尚が自ずから石上に植えた一株の柏樹と言われている。現在は六メートルになつていと言う。

《転び切支丹文書Ⅱ先祖ハきり志たんの叟》

解脱庵寺にある「転びきり志たんの文書」は、正保三年（一六四六）、正保四年（一六四七）の八月三、四日の日付で解脱庵寺の古峰和尚が奉行所の伊藤兵太夫、宇佐美十右衛門の両氏に提出した「先祖ハきり志たんの叟」と書かれている文書で、地域も津久見小園村、志手村、警固屋村、徳浦、堅浦の五村にわたり九名の檀家の名前が書かれている。

その文書のうち七名を紹介する。

(一) 先祖ハきり志たんの叟

但此書物ハ不入而只庸雇ノ人

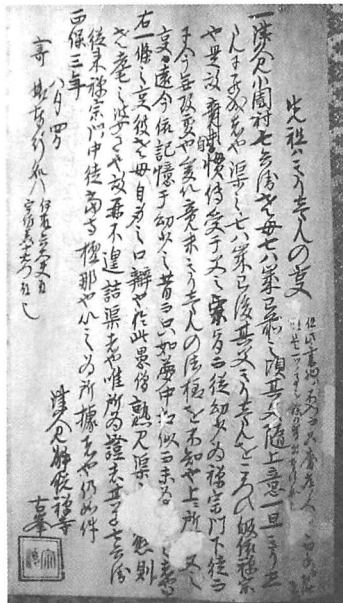
惣是一ツノ事也 族為寄出奉行処也

御切手ニ而相濟者也

一 津久見小園村七兵衛老母七八歳已前之頃 其父随上意
一旦きり志たんに罷成者也 渠の七八歳已後其父きり
志たんをころひ皈依禪宗也 是故自慣傳受于父の宗旨

而從幼少為禪宗門下徒而 尔今無改變也 爰以竟末きり志たんの法様を不知也 上二所□父の事遠今依記憶于幼少の昔而只如夢中相似而未為□□の者也 い上右一條の事彼老母自身之口辨也 於此愚僧熟見渠の□□態則老耄の婆さ也 故再不違詰渠者也 唯所為證者其子七兵衛從來禪宗門中徒當寺檀那也 以之為所拠者也 仍如件

正保三年 八月四日



寄寺 御奉行処

津久見解脱庵寺 古峯印
伊藤兵太夫殿

宇佐美十右衛門殿也

《書き下し文》

先祖は切支丹の事 但此の書物は庸雇の人は

いらすして惣て是一つの

事也 族寄り出しは奉行所也

御切手にて相済む者也

一 津久見の小園村七兵衛老母 七、八歳已前の頃、其父上意に随い一旦切支丹に罷り成る者也。渠の七、八歳已後、其父切支丹をころび、禪宗に帰依する也。

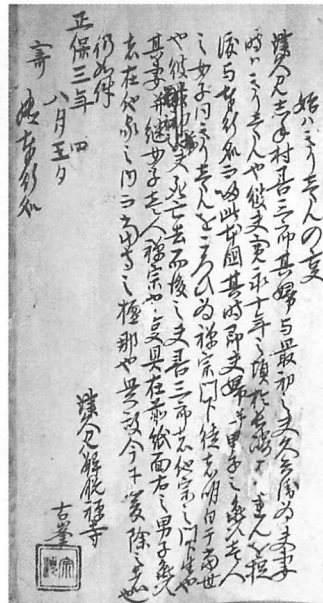
是故、自ずから傳受に慣れ父の宗旨にて幼少従り禪宗門下徒にて爾今改変無き也。爰を以てついに未だ切支丹の法様を知らざる也。上に□所の父の事、遠く今記憶に依り幼少の昔にて只夢中の如く 相似て未だこれを□為さざる者也、以上、右一條の事、彼老婆自身の口辨也。此において愚僧熟見るに渠之□態 則老耄之婆さ也故、再び彼を語る違ず者也、唯證と為すは其の子七兵衛 従来禪宗門中徒として當寺檀那也、これを以て拠所無き者也、依つて件の如し。

正保三年（一六四六）八月四日

寄 御奉行所

津久見解脱禪寺 古峯 印
伊藤 兵太夫殿
宇佐美十右衛門殿 也

(二) 始ハきり志たんの叟



津久見志手村善三郎其婦と最初之夫久兵衛為夫妻時ハきり志たん也 彼夫寛永十年之頃於長崎 はて連んを捉渡と奉行処而帰此本國 其時即夫婦并男子之龜次菴人之女子 同きり志たんをころひ為禪宗門下徒者明白于當世也 彼夫死亡去而後之夫 善三郎者他宗之門下生也 其妻并継女子菴人禪宗也 事具在前紙面 右之

男子亀次者在他家之門而 當寺之檀那也 是故今于爰
除之者也 仍如件

正保三年八月四日

津久見解脫禪寺 古峰 印

寄 御奉行処

《書き下し文》

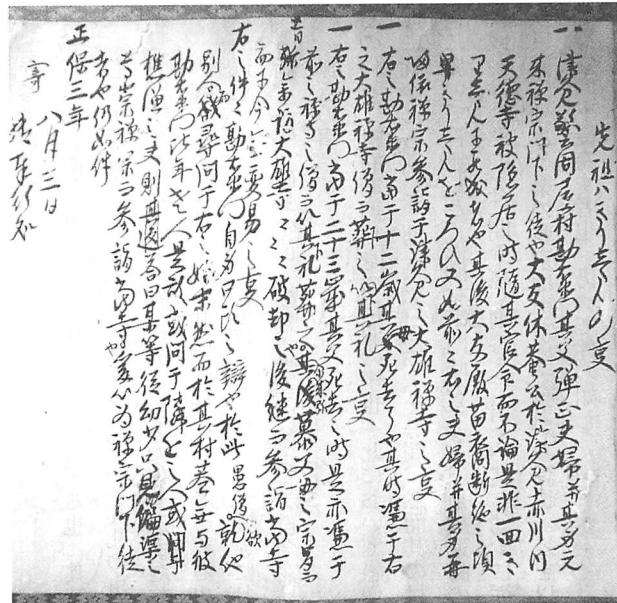
津久見志手村の善三郎 其婦と最初の夫久兵衛、夫妻を
為し時は切支丹也。彼夫寛永十年の頃、長崎において切支
丹捉へ渡すと奉行所にて此を本国に帰す、其時即夫婦並
びに男子の亀次、老人の女子同じくきり志たんをころび
禪宗門下徒と為るは當世明白也。彼夫死亡去而後之夫善
三郎は他宗の門下生也、其の妻並びに嬖女子一人禪宗也、
事具に前紙面に在り、右之男子亀次は他家の門に在る者
にて 當寺の檀那也 是故今爰に之を除く者也 仍つて
件の如し

正保三年（一六四六）八月四日

津久見解脫禪寺 古峰 印

寄 御奉行所

(三) 先祖ハきり志たんの支



一 津久見警固屋村勘右衛門其父彈正夫婦并其身 元來禪
宗門下之徒也 大友休庵公於津久見赤川内天徳寺被隱
居之時 隨其官命而不論是非一回き里志たんに罷成者

也 其後大友殿苗裔斷絶之頃きり志たんをころひ 又
如前々右之夫婦并其身再帰依禪宗 參詣于津久見之
大雄禪寺之夏

一 右之勘右衛門當于十二歲其母死去了也 其時憑于右
之大雄禪寺僧而葬之以下其礼之夏

一 右之勘右衛門當于二十三歲其父死去之時 是亦憑于前
之禪寺之僧而 以其下礼葬之也 以來弥慕父母之宗旨
而是也 參詣大雄寺々々破却之後繼而參詣當寺二而
爾今無變易之夏

右之件々 勘右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲就他
別人而尋問于右之始末 然而於其村答無と 彼勘右衛
門此歲老人 是故或問于隣近之人、或樵漁之夫則答曰
某等從幼少只見偏 渠之尊崇禪宗而參詣當寺也 爰以
為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年八月三日

寄 御奉行処

《書き下し文》

一、津久見警固屋村勘右衛門 其父彈正夫婦並びに其
身元來禪宗門下の徒也、大友休菴公、津久見赤川

内天徳寺において隱居なされし時、其の官命に随い
是非を論ぜず一回切支丹に罷り成る者也、其後、大友
殿苗裔斷絶の頃、切支丹をころび 又前々の如く、右
の夫婦並びに其身、再び禪宗に帰依、津久見の大雄禪
寺參詣の事。

一、右の勘右衛門當十二歲 其の母死去し了る也 其時
右の大雄禪寺の僧に憑みて之を葬う、以下其礼の事。

一、右の勘右衛門當二十三歲、其の父死去の時 是また前
の禪寺の僧に憑みて、其の下礼を以て之を葬る也
以來、いよいよ父母の宗旨を慕う是也。大雄寺に參
詣、大雄寺破却の後 繼ぎて當寺に參詣し、自今變易
無きの事。

右の件々 勘右衛門自身の口頭の辨也、此において愚僧
他に就かんと欲し 別人に右の始末を尋問、然而其の村
巷に於いて答無しと、彼勘右衛門此の年老人、是故近隣の
人或いは樵漁の夫に問う也、則答えて曰く、某ら幼少に従
り只偏に見る 渠の尊崇は禪宗にて當寺參詣也、爰を以
て禪宗門下徒為す者也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日

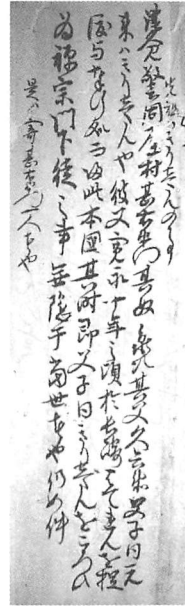
寄 御奉行所

《語註》

・大友休庵 〓 大友宗麟

・津久見赤川原 〓 海部郡白杵莊赤河内

(四) 先祖ハきり志たんの事



津久見警固屋村甚右衛門 其奴龜次其父久兵衛 父子同
元来ハきり志たん也 彼父寛永十年之頃 於長崎者て連
んを捉渡と奉行処而帰此本國 其時即父子同きり志た
んをころひ 為禪宗門下徒之事 無隠于 當世者也
仍如件

是ハ寄甚右衛門一人者也

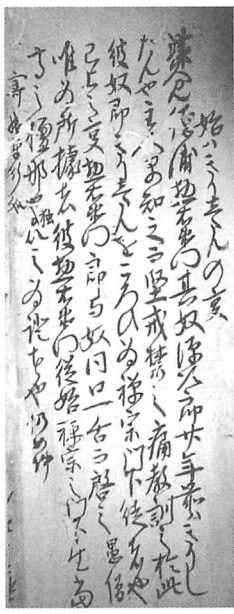
《書き下し文》

津久見警固屋村甚右衛門其奴龜次、其父久兵衛 父子
同じく元来は切支丹也、彼父寛永十年の頃、長崎において

伴天連を捉へ渡し、奉行所にて此を本國に歸す、其時即父
子同時に切支丹を転び、禪宗門下の徒と為る者也、當世隠
し無き物也、仍つて件の如し

是は 甚右衛門一人に寄する者也。

(五) 始ハきり志たんの事



津久見德浦惣右衛門其奴源次郎 廿年前ハきりしたん也
主人早知之而 堅戒禁之痛教訓之 於此彼奴即きり志た
んをころひ為禪宗門下徒者也 已上之事惣右衛門即与奴
同口一舌而啓之 愚僧唯為所據者 彼惣右衛門徒始禪宗
之門下生 當寺之檀那也 独以之為證者也 仍如件

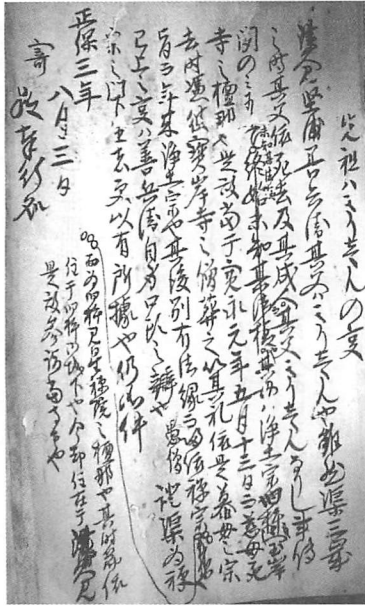
寄 御奉行処

《書き下し文》

津久見徳浦惣右衛門其奴源次郎 二十年前は切支丹也
主人早く之を知りて堅く戒め之を禁ず、痛く教訓此にお
いて 彼の奴即切支丹をころび、禪宗門下徒と為る者也
以上の事、惣右衛門即奴、同口一舌して之を啓す、愚僧
唯所據を為すは、彼惣右衛門始め従り禪宗の門下生、當寺
の檀那也、独之を以て證と為す者也 仍つて件の如し

寄 御奉行所

(六) 先祖ハきり志たんの支



津久見堅浦善兵衛其父ハきり志たん也 雖然渠三歳之

時、其父依死去及其成人而 其父きり志たんなりし事傳
聞のミに 未知其法様也 其母ハ浄土宗旧杵御宝岸寺之
檀那也 是故當于寛永元年五月十三日而慈母死去時憑彼
寶岸寺之僧葬之 以其礼依是慕母之宗旨而年来浄土宗也
其後别有法縁而帰依禪宗而為白杵見星禪院之檀那也 其
時節依住于旧杵御城下也 今却住在于津久見 是故參詣
當寺者也 已上之支ハ善兵衛自身口頭之辨也 愚僧證據
為禪宗之門下生者受以有所據也 仍如件

正保三年

寄 八月三日

御奉行処

《書き下し文》

津久見堅浦善兵衛其の父は切支丹也、然りと雖も渠三歳
の時其の父死去依り、成人するに及びて其の父切支丹な
りし事伝聞のみ、未だ其の法様を知らざる也、其の母は浄
土宗旧杵宝岸寺の檀那也、是故當寛永元年五月十三日慈
母死去の時、彼の寶岸寺の僧之を葬う、其礼を以て是依り
慕母之宗旨年来浄土宗也、其後別に法縁有りて禪宗に帰

依、旧杵見星禪院の檀那也、其時節に依り旧杵御城下に住む也、今却つて津久見に住^{すま}在り、是故當寺に參詣する者也、已上の事は善兵衛自身、口頭の辨也、愚僧渠^{かれ}禪宗の門下生を為す者と證し受くを以て所據有る也。仍つて件の如し

正保三年 八月三日

寄 御奉行所

《語釈》

・宝岸寺 東海山宝岸寺 大友宗麟の夫人の菩提を弔うため建立したという浄土宗の寺、稲葉氏

入部以前の寺

・見星禪院 成道山見星寺 臨濟宗妙心寺派、寛永十一年（一六三四年）建立

・寛永元年 一六二三年

(七) 先祖ハきり志たんの叟

津久見堅浦茂右衛門其父与兵衛夫婦 彼茂右衛門未生已前ハきり志たん也 慶長十九年の御改之時 即きり志たんをころひ 夫婦同帰依禪宗之来由、茂右衛門成人而後

聞之者也 爰以き里志たんの法様從最初不知之 只生而在禪宗門中者也 是故當于寛永元年八月十一日其父死亡之時 憑于津久見大雄禪寺之任持而以禮葬之 又當于寛永十二年五月十九日其母死去了也 其時右之禪寺依破滅憑于當寺先住持俊藏主而葬之 以其礼其後當于慈父義十三年忌 寛永十三年八月十一日請右ノ俊藏主供養佛僧者ハ明白也 而後弥慕父母之宗旨而到今參詣當寺者也 已上之叟茂右衛門自身口頭之辨也 於此愚僧欲糺其實否而尋問于 渠之近隣之衆老人 則其某等之返答亦と 右渠之口頭相應也 爰以為禪宗門下徒者也 仍如件

正保三年

八月三日

寄 奉行処

津久見解脱寺 古峰印

《書き下し文》

津久見堅浦茂右衛門其父与兵衛夫婦、彼茂右衛門未だ生まれる以前切支丹也、慶長十九年の御改めの時、即切支丹をころび、夫婦同じく禪宗に帰依の来由は、茂右衛門成人後之を聞く者也 爰に以て切支丹の法様最初從り知ら

ず、只生まれて禅宗門中の者也、是故當寛永元年八月十一日其父死亡の時、津久見大雄禅寺の住持に憑^{たのみ}以て之を禮葬す、又當寛永十二年五月十九日其母死去の時、右之禅寺破滅により、當寺先住持俊藏主に憑^{たのみ}みて之を葬す、其の礼を以て其後に當り慈父^{じふ}の義十三回忌、寛永十三年八月十一日請け、右之俊藏主供養佛僧者は明白也、而して後弥父母の宗旨を慕い、今に到り當寺に參詣する者也、以上之事彼茂右衛門自身口頭之辨也、此において愚僧其の實否を糺さんと欲し尋問、渠之近隣^{かね}の衆、老人則其の某等の返答また右渠の口頭と相應する也、爰を以て禅宗門下生と為す者也 仍つて件の如し

正保三年

八月三日

寄 御奉行所

津久見解脱寺 古峯

《語注》

- ・藏 主 僧官の位 奥まった所の人 住職の意
- ・先住持 前の住職
- ・茂左衛門 理兵へ
- ・渠 彼

・来由 由来

先社ハ三ノ寺人の言
 津久見解脱寺(其云と云ふ又其後彼寺に未生り
 三ノ寺人云云十九ノ寺人云云)成(今ハ同ノ寺人云云)又
 歸門後住持常ノ寺由(津久見)成(今ハ同ノ寺人云云)又
 三ノ寺人の言様後初ノ寺人云云(只生而在在津久見寺也)又
 當寺に持以て禮葬又又南于寛永十三年五月十九日大雄
 而葬之公其礼其後南于又又十三年五月十九日大雄
 母云云(其後)後并之供養佛僧也(其後)而後弥慈父
 母云云(其後)後并之供養佛僧也(其後)而後弥慈父
 之辨也(此此愚僧欲礼其要否云云尋問于渠(此隣
 之衆也)人則其某等(返答)云云(渠)口頭(お誓)
 正保三年 八月三日 津久見解脱寺 古峯

この七点の古文書は、解脱庵寺の見学の際、寺の方が自由に見学して下さいと言つて机上に並べた「転び切支丹文書」一卷の一部である。

その内容を見ると、夫々の人々が以前は切支丹であつたが後に改宗して禅宗に帰依した事が書かれている。

その事柄について、寺の住職であつた古峯和尚が檀家

の人々や近隣の人々から聞き、現在は切支丹ではないという事を証明している文書である。

また、この文書から慶長十九年(一六一四)キリシタンの取締りがあつた事がわかる。

キリシタン弾圧については、天正十五年(一五八七)豊臣秀吉の「伴天連追放令」があるが、外国人宣教師の国外追放が主な目的であつた。白杵市史には「当時はゆるやかな禁教令であり、その後かえってキリスト教が拡大していった」と書かれている。その後、徳川政権となり慶長十四年(一六〇九)の有馬晴信の長崎ポルトガル船(ノッサ・セニョーラ・ダ・グラツサ号)撃沈事件、慶長十七年(一六二二)の岡本大八事件等により、慶長十七年八月に第一号の禁教令が出されるのである。

翌慶長十八年(一六一三)十二月には禁教令が全国各藩に布達された。本格的な弾圧の始まりである。慶長十九年は大坂冬の陣のあつた年で毛利高政は大坂備前島京橋口を守っている。また津久見では佐伯城主森伊勢守大江守成の治世下であり野火により大友宗麟廟が焼失したと伝えられている(佐伯市史・津久見市史)。

寛永十一年(一六三四)、旧杵藩では絵踏が行われ、キ

リシタン弾圧に拍車がかかり、佐伯藩ではキリシタン十一名を六本松磔で火刑に処している。

この巻物には他に津久見堅浦の六左衛門祖父道閑と六左衛門本人、同じく堅浦の清兵衛とその父市右衛門夫婦が切支丹であつた事も書かれている。紙面の都合上、次号にて紹介する。

この文書に出てくる古峰和尚(宗順首座)は下村氏の出で、幼い時白杵の優西山光連寺(真宗横浜町・平清水)にて仏門に入り、正保二年(一六四五)解脱閣寺二世住職に就任八年間務め、正保年中(一六四四〜一六四七)に庫裡を建立し兵火で焼失した堂舎の再興をはかっている。後、旧杵藩菩提寺月桂禅寺に帰つて五世住職になる。藩主稲葉信通公の帰依を請けている。

※佐伯史談第二二二号「解脱閣寺由来記」の中で紹介した「南溪泣き石」は、旧四浦村と旧日代村の境、赤崎の沖にあり、地元では「なんきん座禅石」と呼ばれている。南溪和尚が座禅したと伝えられている。